

対象となる制度の根拠



根拠

- 子ども・子育て支援新制度において、平成27年度から「地域型保育事業」が創設
- 「地域型保育事業」には、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育および居宅訪問型保育の形態がある。
- 「地域型保育事業」は区市町村による認可事業であり、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が定められている。
- 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」において、『**保育所等との連携**』という条項（各区市町村が従うべき基準）がある。

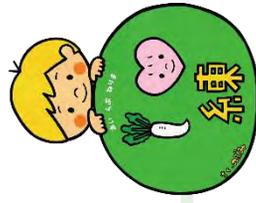
47

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（抄）

（保育所等との連携）

第六条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、**次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならぬ**。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業者等を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- 一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- 二 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- 三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。



提案内容の対象となる事業

確保すべき連携施設において連携する3つの項目

(1) 保育内容の支援

利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、家庭的保育事業者等に対する相談、助言 等

(2) 代替保育

家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等の場合に、代わって保育を提供

(3) 卒園後（3歳児）の受け皿

家庭的保育事業所における保育の提供の終了（卒園）に際して、保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れる

48

家庭的保育者の連携施設設定状況（全国） 平成28年4月1日現在

	保育内容の支援	代替保育	卒園後（3歳児）の受け皿
家庭的保育事業	95%	82%	38%
小規模保育A型	91%	63%	77%
小規模保育B型	88%	48%	71%

確保が進んでいない

● 3項目全て

33%

54%

39%

練馬区における背景



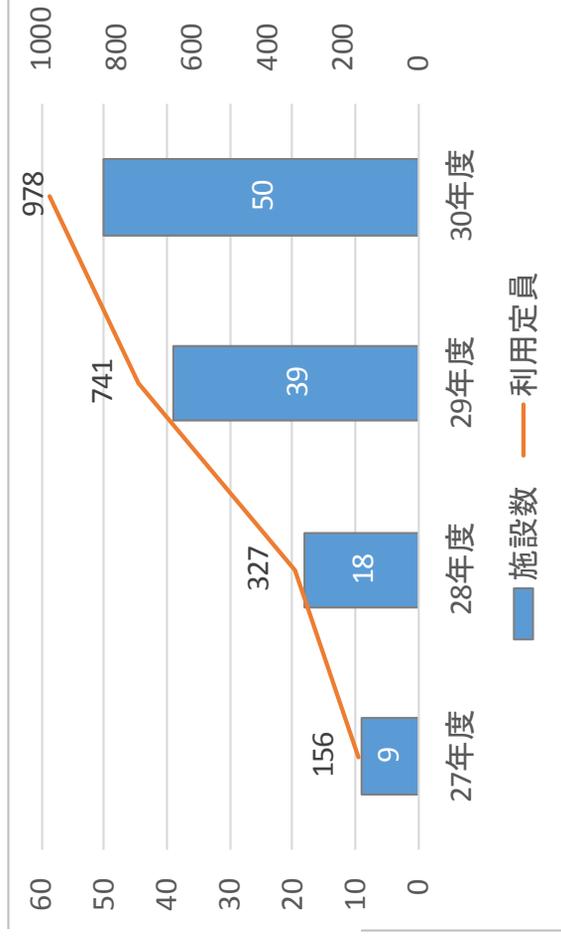
- ・ 保育需要の増加（特に0～1歳の待機児童発生）
- ・ 都市部特有の要因等により、認可保育所の整備による対策だけでは対応が困難

保育定員・在籍児童数・待機児童数の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
①定員	11,664	12,418	13,790	15,089	16,301	17,116
②在籍児童数	11,119	11,836	12,933	13,927	15,121	15,877
①-②	545	582	857	1,162	1,180	1,239
待機児童数	578	487	176	166	48	79(33)

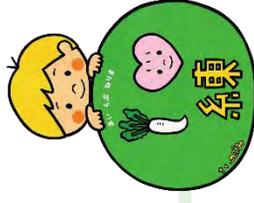
49

小規模保育施設（A・B型）の施設数・在籍児童数の推移



待機児童対策において、地域型保育（小規模保育・家庭的保育）の活用を推進

練馬区における連携施設の確保状況



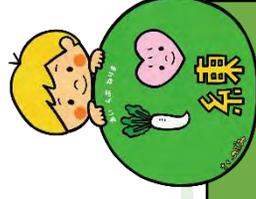
区では、**連携施設の適切な確保**には、「書面による協定・契約」と「実効性のある内容」が必要と
 考えており、その意味では、連携施設を確保済の施設数は「ゼロ」である。

(30年4月1日)

施設数	保育内容の支援	代替保育	卒園後(3歳児)の受け皿	
家庭的保育事業	90%以上の施設では、 連携先の用途あり	ほとんど確保の用途はない	0% (30年度から、一部の幼稚園 (練馬こども園)との連携協定 を試行的に開始)	
小規模保育事業 A型・B型		各運営事業者の責任において、代替保育が生じないように何らかの形で対応している		<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳児の受入定員<家庭的保育事業者の卒園児とな る地域がある ● 保育所および認定こども園の 利用調整は、区市町村が実 施しており、家庭的保育事業 者等が自ら確保できない
事業所内保育事業		<ul style="list-style-type: none"> ● 代替保育の受け入れに、 理解が得られない ● 保育所に人員の余裕はな く、連携元に職員を派遣 する形態は対応不可 ● 幼稚園での代替保育は 極めて困難 		
主な困難事例 支障事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣に保育所が無い(少 なくとも、連携先は、徒歩 圏内にあることが必要) ● 特定の保育所に偏る 			

必ずしも、事業者の責によらない事情で困難事例や支障事例が生じている

練馬区における取組と今後の見通し



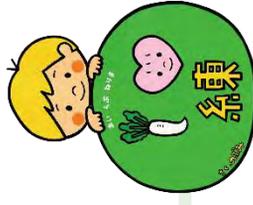
		今後の見通し
		取組み
(1) 保育内容の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 区が、マッチングの支援や仲介を行う。 ● 連携元・連携先の間の信頼関係を築きながら、順次、協定書の取り交わしを進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 合同保育や園庭の利用など、具体的な取り組みは、現場での理解が得られやすい。 ● 経過措置期間が終了するまでに、一部の困難事例を除き、確保、確保できる可能性はある。
(2) 代替保育	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年4月の要件緩和（※）の活用を図っていく。 <p>（※）事業実施場所代替保育が提供される場合、事業規模を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者を適切に確保することにより、代替保育の連携 施設の確保を求めない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に、家庭的保育者では、代替保育の確保が難しい。 ● 保育士確保も困難であり、経過措置期間が終了するまでの間に、100%確保は困難。 ● 要件緩和を活用しやすいような環境を整備する必要がある。
(3) 卒園後(3歳児)の受け皿	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所整備等を中心とした待機児童対策の推進⇒3歳児の受け入れ定員の増 ● 入園調整業務において、連携施設への入所を公平かつ分かりやすく行うための検討 ● 練馬区独自の制度「練馬こども園（※）」との連携協力を進めている。 <p>（※）通年（春、夏、冬休みも含む）で11時間の預かり保育を実施する私立幼稚園を区が認定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育需要は伸びていく見込み（幼児教育の無償化の影響もある） ● 一方、認可保育所の整備により3歳児だけの定員だけを大幅に増やすことは不可能（4・5歳の供給超過の恐れもある） ● 基準が示すように、『保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れる』体制を、全員分確保することは非常に難しい。

経過措置終了（平成31年度末）までに、3項目の確保の見通しが立っていない

特に、「卒園後の受け皿」の確保は非常に困難

⇒ 最大で、112件の家庭的保育事業認可取消が発生する恐れ

提案の骨子



現状・支障事例

(1) 連携施設の対象としての「保育所」は、認可保育所に限定

(2) 基準を満たさないことによる事業認可取消の恐れ

提案内容

(1) 「保育所」の定義の追加

(2) 経過措置期間の延長

改革による効果

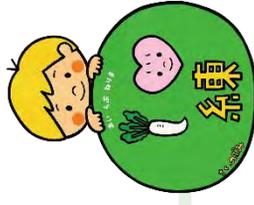
連携施設の選択肢が拡大

安定的な保育サービスの提供を継続

●「代替保育」について

昨年度の提案により、30年4月に要件が緩和のため、緩和された要件について、運用上の取り扱い（市町村の判断基準等）を具体的に示す等、要件緩和を活用しやすい環境整備も今後検討されたい。

提案(1) 「保育所」の定義の追加



- **認可保育所**
3歳児の定員が十分ではない(3歳児の入園調整では保育指数が高くても非内定が発生)。そのため、3歳児の定員を連携施設枠として確保することは困難。3歳の定員を増やすために認可保育所を整備すると、3歳以外の年齢も定員増となり保育需要とのミスマッチ(欠員)が発生する恐れがある。
- **認定こども園**
認可保育所と同様
- **幼稚園**
園(設置者)によって運営方針(預かり時間、長期休暇の取り扱い等)が異なる。「保育サービスの提供」という視点から、保育所と同列で幼稚園を一律に「連携施設」と考えること自体が困難。※なお、練馬区独自の制度「練馬こども園」との連携協力を進めている。

卒園後(3歳児)の受け皿について、一定の枠(数)を確保することあたり、現状は頭打ち状態

基準の趣旨も踏まえ、保育の質の担保は重要(連携さえできれば良い、というわけではない)

多様な働き方に対応し、多様な選択肢の保育サービスの提供を望む保護者のニーズ

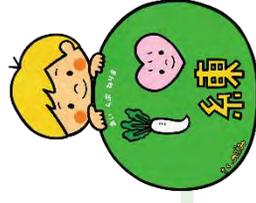
国や地方公共団体が一定の基準に基づき、運営費や補助金によりを公的な支援を行っている施設(特区小規模保育施設、東京都認証保育所、企業主導型保育施設)がある。それらを、「連携施設」として認めることはできないか。

提案している新たな連携施設にかかる基準等の一覧

		小規模保育施設 (A型) (※通常・特区とも同様)	東京都認証保育所 (A型)	企業主導型保育施設
目的・概要	市町村の認可事業 (地域型保育事業)。施設規模の特性を生かしたきめ細かな保育を実施			
設備	定員 (原則)	6～19人	20～120人	事業所内保育事業と同じ (6人～)
	子ども1人あたりの保育面積	0歳・1歳 2歳以上	一人あたり 3.3㎡ 一人あたり 1.98㎡	乳児室 : 1.65㎡ (ほふく室 : 3.3㎡) 一人あたり 1.98㎡
職員配置	職員1人に対する園児数	調理室	必須	必須
		0歳	3 : 1	3 : 1
		1歳・2歳	6 : 1	6 : 1
		3歳	20 : 1	20 : 1
職員数・有資格者数	4歳・5歳	30 : 1	30 : 1	30 : 1
	職員数	保育所の配置基準 + 1名	職員数は保育所の配置基準と同じ (保育士が6割以上)	職員数は保育所の配置基準と同じ (保育士が5割以上)
運営に対する公的負担	公定価格による地域型保育給付費の給付 (国1/2、都1/4、区1/4)	公定価格に準じた単価により、経費の一部を区市町村を通じて都が補助	公定価格に準じた単価により、経費の一部を児童育成協会を通じて国が補助	
保育料	保育認定 区が徴収	施設ごとに基準の範囲で決定・徴収	施設ごとに基準の範囲で決定・徴収	
指導検査	認可権者 (各区市町村) が実施	都の指導検査実施方針による	認可外保育施設指導監督基準による	

認可保育所をベースとした基準 ⇒ 保育の質や安全性が担保されている

提案(2) 経過措置期間の延長



なぜ、経過措置期間の延長が必要なのか

現在、待機児童対策を推進し、卒園後の受け皿（対象となる連携施設）の拡充も提案している。これらにより、3歳児の受け入れ定員の確保に取り組んでいるが、その効果が出るまでのタイムラグ等を考慮する必要がある。

期間に間に合わせる事が目的化し、実態が無い形だけの連携や、実効性の乏しい連携になりかねない

地域型保育に対する需要や保育ニーズの変化に対応していく必要がある
（平成27年度の制度開始時に想定していた状況とは違う部分もある。幼児教育無償化による影響も考えられる）

**経過措置期間を延長し、その間に、国・都道府県・区市町村・事業者（連携施設の対
象も含む）・利用者等から幅広い議論を行いなから、現場の実態も踏まえ、実効性
の高い仕組みとなるよう検討してほしい。**